国見小学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月1日 改訂

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

-福井県いじめ防止基本方針より-

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、い じめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に 深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように 努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
 - ○ほめて伸ばす教育 児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を 大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。
 - ○人権教育の推進 人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけで なく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
 - ○体験活動の推進集団宿泊体験やたてわり活動・ボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組(環境づくり、マニュアルの実施、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

<教職員>

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学校だより・学年便り等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

<児童>

- ・いじめ行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校(先生)は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

<保護者>

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で 児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子供の不安等を把握する 取組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

- ○「いじめ対策委員会」の設置
 - いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。
- ○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

- ○いじめの起きない学校・学級づくり
 - 縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。
- ○児童の主体的活動の充実
 - 学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。
- ○開かれた学校づくり
 - 「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ 防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求め ます。
- ○インターネットや情報機器に関する指導
 - インターネットや情報機器(スマートフォン・携帯電話・ダブレット・ゲーム機等)の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」

等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災で被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童
- ○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOS を出すこと等)ができるための教育を行います。

○いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめは重大な人権侵害であること、被害者、加害者及びその周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないことであると理解できるようにするなど、いじめに向かわない態度や能力の育成に努めます。発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、児童や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを働きかけます。

○気がかりな児童への適切な支援

毎月定例の職員会議にて、気がかりな児童の情報を全職員で共通理解するととも に、個人カルテを作成し支援計画を立てます。

○地域との連携

本校は、地域の方々との交流がさかんで、地域の中で子供を育てるという雰囲気があります。その利点を生かし、地域との連携を図りながら思いやりの心の育成に努めます。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもい じめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

毎月1回の児童用アンケート「学校生活についてのアンケート」や、年3回(5月、11月、2月)の「国見っ子は元気?」アンケートやアンケート後に行う個人面談を通して、いじめ等の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

毎月1回、保護者を対象としたアンケート調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努め、調査結果から児童と個人面談し、事案対処につなげます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取る と同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を 図ります。

○養護教諭との連携

体の不調を訴える児童の様子から、いじめ等に関するものがないかをよく観察し、 担任と情報交換しながらいじめの早期発見に努めます。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にすると ともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における 児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

- ○「いじめ対応サポート班」による対応 「いじめ対応班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被 害児童を守ります。
- ○被害・加害児童への対応 いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するととも に、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- ○外部人材の活用と関係機関との連携必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます○
- ○警察との連携 いじめが犯罪行為として取り扱われる場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

- ○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。 この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認めれること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処(「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務)

- ○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
 - ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者へ の情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ 対策委員会」を常設し、定期的(月1回以上)に開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、スクールカウン セラー等

- (活動)・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、児童、保護者に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存
 - ・いじめ認知
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置
 - 教育委員会や関係機関等との連携
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組み の点検・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭 スクールカウンセラー等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・いじめ対策委員会への方奥、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその歩車への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や 警察、児童相談所等との連携・個別面談による情報収集

(3)組織図

国見小学校

いじめ対策委員会(常設)

校 長

教 頭 連絡:担任・児童・保護者

生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー等

- □学校基本方針に基づく取組みの実施
- □具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- □早期発見のためのシステムづくり (相談窓口の設置、面談やアンケートの実施)
- □いじめに関する情報(疑いを含む)や児童の問題行動等に係る情報の 収集と記録、共有
- □いじめに関する情報があった時の対応
- ・情報の迅速な共有
- 事実関係の確認(児童、教職員、保護者等)
- いじめの認知
- 教育委員会への報告・連携
- いじめ対応サポート班の立ち上げ ・保護者との連携
- ・いじめに関する指導や支援の体制、対応方針の決定

関係教員

- ・担任
- 教科担任等

報告 窓口

連絡

相談

認知

外部人材 ・スクールカウンセラー

- ・スクールソーシャルワーカー 関係機関
- 教育委員会
- P T A
- ・警察
- 児童相談所
- 地方法務局
- 医療機関
- 民生児童委員 等

いじめ対応サポート班 (特設)

教

頭

生徒指導主事

|教頭・担任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー等|

- □対応策の立案・実行
- □関係者からの聴取(事実確認)
- □関係児童への指導・支援
- □関係保護者への対応
- □関係機関との連携 (必要に応じて、警察への協力要請)
- □対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援方針の提案

いじ めの情報

【いじめ対策の年間行動計画】〔4~6月〕

国見小学校

	世界の中間11到中国1	児童の活動等						
	教員の動き等	1 年生	2年生	3 年生	4年生	5年生	6年生	
4	職員会議 ・いじめ対策委員会の 設立と組織 ・基本方針確認 ・年間計画策定と周知 ・教員の意識点検 ・科員の意識点検 ・アース総会 ・基本方針の公表	た ・ ・ 5、 ・ 5、 家庭 ・ 5、 ・ 5、	についての つり班編制 うを年生生の にの帳を通して を解する。	に 明童を考慮 リーダー性 絆づくり … 通して、**	 	制		
5	中学校区合同研修会 ・児童、生徒の心づくり計画策定 ・児童、生徒の交流 活動計画策定 ・ 関重、生徒の交流 ・ 関重、生徒の交流 ・ 関重・ 大きのでのである。	・自当 ・リー ・絆つ	つり班活動 注的な活動 ーダーの存っ づくり ート調査(国	在感	元気?)と	全児童への	個別面談	
月 	の取組 いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握	いじめ	についての	アンケート	(必要に応	じて個人面	ī談)	
6 月	職員会議 ・気になる児童の共通 理解 ・気になる児童の共通 理解 ・授業研究 ・授業改善・学習規律 子供の居場所、絆づくり、ユニバーサルデザインを意識した公開授業の実施。	・スク・スク・スク ・スク ・	ウウンセリン アールカウンファールカウンセリンカウンセリートランカウンセリートランター () がく 学ぶ 学習、	セラーによ セラーによ ング 1・2年	る、エンス る、児童の 3・4年	悩み事やな	文達関	
	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握	いじゃ) かについて <i>の</i>)アンケー	・(必要に原	芯じて個人i	面談)	

[7~9月] 国見小学校

	教員の動き等	児童の活動等							
		1 年生	2 年生	3年生	4 年生	5年生	6年生		
	職員会議 ・気になる児童の共通 理解 ・夏休み中の指導体制 策定	鮎川海水浴場「海開き」 ・地域の絆づくり 情報安全教室							
7	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握	いじめ	についての	アンケート	(必要に応	・ネットモラ 犯罪等	等		
	保護者懇談会 ・保護者との連携強化 ・児童の状況説明		4区夏祭り なの絆づくり	1					
8	中学校区夏季合同研修会 ・児童理解研修 ・道徳教育推進計画 の確認	・クラ 家庭で	 中だけでな スや地域の *の読書 読書等						
<i>A</i>	職員研修 ・児童理解	親子奉	を仕活動 会的な活動	• 新	子の絆づく	. b			
	職員会議 ・気になる児童の共通 理解	・いじ	Pるやる委員 なめ撲滅のた た相手がよい つる運動	め、思いや	りの心の育	成をねらっ	て、聞		
9	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握	いじめ	じて個人面	i談)					
月									

	## P O FI + M	児童の活動等									
柔	教員の動き等	1 年生	2 年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
10	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握	親子で学ぶ道徳講座 ・保護者や地域の方への道徳授業の公開									
	職員研修 ・ 道徳教育 ・ 人権教育	合同返・絆へ	を足(1~ ま づくり	5年)	修学旅行 (鷹巣・ ・計画 ・絆づく	長橋と合同:	: 6年)				
	職員会議 ・気になる児童の共通 理解	いじぬ	りについての	アンケー	 	なじて個人	面談)				
	授業研究	道徳公開授業 ・保護者や地域の方への道徳授業の公開									
	1文来明元	• 絆~	うくり		3・4年 感の育成		6年)				
11	職員会議 ・気になる児童の共通 理解	給食感謝集会 ・調理技師との絆づくり ・高学年のリーダー育成									
	いじめ対策委員会	アンケー	ート調査([- ー ー ー	国見っ子は	元気?)と	全児童への	個別面談				
	・アンケート調査結果分析、状況把握	いじめ	についての	アンケート	(必要に応	じて個人面	î談)				
	保護者懇談会 ・保護者との連携強化 ・児童の状況説明		- ら発表会準 - 有用感の意								
12	職員会議 ・気になる児童の共通 理解 ・冬休み中の指導体制	いじめ	についての	アンケート	・(必要に応	じて個人面	訂談)				
月	策定 いじめ対策委員会										
	・アンケート調査結果 分析、状況把握										

[1~3月] 国見小学校

È	~3月」 	国										
	教員の動き等	児童の活動等										
		1 年生	2 年生	3年生	4年生	5年生	6年生					
1	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握	全校カウンセリング・エンカウンター ・スクールカウンセラーによる、エンカウンターと観察 ・スクールカウンセラーによる、児童の悩み事や友達関 係のカウンセリング										
月	職員会議 ・気になる児童の共通 理解	感謝の会・地域のボランティアとの絆づくり・高学年のリーダー育成いじめについてのアンケート(必要に応じて個人面談)										
2	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握	\ 	ト 調査(E - ト 調査(E - ト クラント (1・2年) ・新たな絆づく ・低学年リータ ・	<u></u> ー ー ー 流会	元気?)と言 一一一一 中学校記 体験入学 ・新たな希	ー ー ー 説明会・ ^全 (6年)	固別面談					
月	職員研修 ・いじめ防止等の取組 評価	6年生を送る会準備 ・感謝の心 ・自主的な計画 いじめについてのアンケート (必要に応じて個人面談) 6年生を送る会 ・感謝の心 ・次の学年の自覚										
3 月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査結果 分析、状況把握 ・年度の振り返り ・新年度し ・新年直し 卒業・進級認定会 ・気になる。 ・気になる。 ・気になる。 ・気になる。 ・気になる。 ・気になる。 ・気になる。 ・気になる。 ・気になる。 ・気になる。 ・説値でいる。 ・説値では、 ・課題確認 ・計画確認	いじめ	についての	アンケート	(必要に応	で 個人面 校内奉仕活・して	動					